

(開会)

事務局： 皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
います。

本年度第2回目の都市計画審議会でございます。今回1件の諮問
と3件の事務報告がございます。

それでは、これ以降、会長に議事進行をお願いいたします。

会長： どうも皆さん、こんにちは。それでは、早速でございますが、議
事に入ります。

ただいまの出席委員数は13名でございます。定足数に達してお
りますので、これより平成23年度第2回目の小平市都市計画審議
会を開会いたします。

議事録署名人の指名を行います。

名簿にあります順に従いまして、吉田委員、猪熊委員を指名いた
しますので、よろしくをお願いいたします。

次に傍聴でございますが、本審議会の傍聴申し込みが3名ござい
ます。全員を傍聴人として決定いたしたいと思いますが、いかがで
しょうか。よろしいですか。

(異議なしの声)

会長： 異議ございませんので、ただいまから入室を許可いたします。
それでは、よろしく申し上げます。

(傍聴人入室)

会長： ただいま3名と申しましたが、人数4名でございますので訂正を
させていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、小林市長よりごあいさつをいた
できます。よろしくをお願いいたします。

(市長挨拶)

市長： 皆さん、こんにちは。市長の小林でございます。

本日は、大変お忙しいところ、本審議会にご参集いただきまして、
ありがとうございます。

また、平素から市政に関しましてご協力を賜り、厚く御礼を申し
上げます。

本日ご審議いただきますのは「小平都市計画 特別緑地保全地区
の変更」の案件でございます。また、報告事項といたしまして、請
願第4号「小平都市計画道路3・3・8号府中所沢線に関し、市民
が参加して話し合いをする懇談会など話し合いの場の設置につい
て」、続きまして、「小川駅西口地区再開発事業について」及び「都
市計画に関する権限移譲について」のご報告をいたします。

昨年の東日本大震災の発生から1年が経過し、被災地においては

復興に向けて本格的に動き始めております。当市においても、都市計画を初め市政運営に当たりましては、委員の皆様方のご指導、ご支援をいただきながら、小平市都市計画マスタープランに沿ったまちなみを形成し、緑と住みやすさを大切に、さらに自立し、活力あるまちの実現を目指して、鋭意努力を続けてまいり所存でございます。

何とぞよろしくごお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

会長： どうもありがとうございました。

ここで大変恐縮ですが、市長は所用がございますので、退席をいたします。ご理解のほどをよろしくご願ひいたします。

(市長退席)

会長： それでは、これより審議に入ります。

23 諮問第 2 号「小平都市計画 特別緑地保全地区の変更」の提案説明を事務局よりご願ひいたします。

事務局： それでは、職員の紹介をさせていただきます。

都市建設部長の山根でございます。水と緑と公園課長の清水でございます。

続きまして、水と緑と公園課長補佐をしております、秋田と申します。よろしくご願ひします。

今回の諮問事項は、小平市都市計画特別緑地保全地区の変更についてでございます。諮問の概要につきましては、水と緑と公園課長の清水からご説明申し上げます。よろしくご願ひいたします。

水と緑と公園課長： それでは、私からご説明を差し上げます。

その前に、資料の確認をさせていただきたいと存じます。配布いたしました資料は、資料 1 といたしまして、小平都市計画特別緑地保全地区の変更（小平市決定）（案）でございます。

資料 2 といたしまして、小平都市計画特別緑地保全地区総括図でございます。

資料 3 といたしまして、小平都市計画特別緑地保全地区計画図第 3 号小川町一丁目特別緑地保全地区でございます。

不足等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(はいの声)

水と緑と公園課長： それでは、小平都市計画特別緑地保全地区の変更につきましてご説明申し上げます。

資料 1、小平都市計画特別緑地保全地区の変更、（小平市決定）をご覧ください。

今回の対象となりますのは、第 3 号、小川町一丁目特別緑地保全

地区、約0.18ヘクタールの1件でございます。

特別緑地保全地区として指定する理由は、貴重な緑地を将来にわたって永続的に保全するためでございます。なお、特別緑地保全地区は、都市緑地法に規定されている制度でございまして、「小平市みどりの基本計画2010」にもその活用が謳われているところでございます。

また、都市計画決定を行うことで、緑地の保全に影響を及ぼす恐れのある行為に対する制限がかかりまして、土地所有者であっても、むやみに指定地内に手を加えることができなくなりまして、緑地が現状凍結的に保全されるものでございます。

ここで、資料2の総括図をご覧ください。

第3号、小川町一丁目特別緑地保全地区は、上水新町地域センター北側でございます玉川上水に隣接する緑地でございまして、玉川上水と一団となって、良好な緑地帯を形成しているところでございます。なお、この樹林につきましては、既に昨年1月に、旧所有者から小平市土地開発公社が先行買収しておりまして、平成24年度に小平市が買い戻す予定でございます。

資料3の計画図は、より詳細な位置を示してございます。

終わりに、都市計画法に基づく手続につきましては、本年1月26日に住民説明会を行いました後、2月9日付で本計画案につきまして、東京都知事から協議について意見のない旨を通知をいただいたところでございます。そして、3月6日に、本計画案についての公告、また同日から3月21日まで縦覧を行いました、本日の付議に至っております。なお、縦覧にかかる意見等はございませんでした。

小平都市計画特別緑地保全地区の変更についてのご説明は、以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

会長： ご苦労さまでした。

提案説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手でお願いします。

委員： それでは4点ほど、お伺いします。

先ほどの説明で、土地所有者であってもこの特別緑地保全地区の決定をすることによってむやみに変更できなくなるというご説明がありました。特別緑地保全地区の考え方としては、社会状況が大きくいろいろと変化しても、簡単には変えられなくなるという、しっかり制限をかけていくという理解をしました。

今現在、今回の議案第3号の部分の周囲には玉川上水があって、保全樹林も幾つもあるかと思えますけれども。そことの兼ね合いで、

今後幾つもある保存樹林について、このような特別緑地保全地区として指定していく考え方であるのか、どうやって今後扱っていくのか、考えをお伺いします。

それから、今回のように土地開発公社で買収をして市で買い戻すということで24年度予算化されておりますけれども、この土地の部分というのは、所有者が当然お亡くなりになって相続が突然発生するということがよくある話だと思います。

そういった部分で、今回第3号ということで市内では三つ目で、今後の考え方にも重なってくると思いますが、資金繰りの部分とか、いろいろと問題点は上がってくるのかなと思います。現状として市がどう考えているのか、考えを伺いたいと思います。

まず、その2点伺います。

水と緑と公園課長：

まず、1点目でございますが、私どもといたしましては、特別緑地保全地区は、現状凍結的に、一番強固に緑地を保全していける手法の一つであるというふうに考えてございます。ただ、やはり緑地を確保していくためには、巨額の資金も必要となってまいりますので、財政状況を踏まえながら、増やしていくのかいかなのか、あるいは他の制度等もございますので、その辺と合わせながら検討してまいりたいと考えてございます。

なお、特別緑地保全地区につきましては、国費が3分の1受けられることもございますので、非常に有効な手段の一つと考えているところでございます。

2点目でございますが、小平市といたしましては、今後、公共施設整備基金等を活用するなどしまして、対応してまいりたいと考えてございます。

やはり億の単位の買い物が多くございますので、その辺は財政局等と調整をしながら、財政状況を踏まえて、適宜対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

委員：

ありがとうございます。

そうすると、まずご答弁で、特別緑地保全地区に指定されると、国費の3分の1が補助を受けられるということでお話をされました。今まで保存樹林を、市が買い取っていたときには、こういった形の補助なり何なりがあったのかどうかというのを伺いたいたいと思います。

それから、相続の部分については、まだちょっと見えてない。いろいろな課題があるというところで、わかりました。

あと、今後の部分で、宅地開発が今現在どんどん進んで、農地も

含めて、緑が減っているという状況があるわけです。一方で、人口減少と言うことも言われていますが、今現段階では、小平はちょっと人口が微増ですよ。

そういった中で、宅地開発だったり、マンションとかそういった部分の全体的な流れが、20年後、30年後ということを見ると、どうなっていくのかなというのは、小平市全体の緑を考えていく上で考えていけないといけないのかなと思っています。

そうしたときに、市側でこの特別緑地保全地区を指定することによって、相続の部分というのは、市側と所有者との関係というのは、どのような関係が出てくるのか。

また、あと、20年、30年後の部分について、やはりそれも見越して保存樹林を特別緑地保全地区にしていくのかということも、改めて繰り返しになってしまうかもしれませんが、お伺いしたいと思います。

水と緑と公園課長：

まず1点目でございますが、基本的には、すべて市の一般財源等で購入をさせていただいているところでございます。

また2点目の、20年後、30年後というお話でございますが、小平市でも、人口の推計報告書というものは出される予定でございますけれども、当面、20年後から30年後、あるいは50年後に向けまして、人口は確実に減少するという考え方ではおります。

今後そういった人口推移につきましては、慎重に見ながら、各施策を講じていかなければならないと考えているところではございますが、緑地の確保につきましては、人口が減ったことによって、例えば空き地がふえていくのかどうかとか、その辺もまだ研究が尽くされていないと考えてございますので、空き地等の活用方法につきましては、今後全庁的に研究、検討をしながら、適宜検討してまいりたいと考えてございます。

なお緑地につきましては、一定の規模が確保されることが重要であるとと考えてございます。

以上でございます。

委員：

あと、相続の質問については。

水と緑と公園課長：

申しわけございません。

相続が発生しますと、やはり宅地開発というのは、一つの手法になってまいろうかと存じます。この辺につきましては、例えば、生産緑地の買い取り申し出があった際に、都市計画公園地内のものであれば、優先的に取得していくべきであろうと考えてございます。しかしながら、財政状況というのものも、基本的に踏まえながら考えていかなければいけないということでございます。

相続が発生したときに、その地主さんがどうお考えになるかは、非常に微妙なところがございますので、私のほうからは、ちょっと軽々にこうなっていくでしょうという見通しを申し上げることはなかなか難しいのですが、基本的には、極力、そういった緑地の確保に努めていきたいと考えているということで、ご容赦いただきたいと存じます。

以上でございます。

委員： 質問したのは、特別緑地保全地区に指定することによって、相続が発生したときに指定された土地というのは、市側としてどういった対応をとらなければいけないのかというところですね。それを最後に聞いておきます。

あと、もう一つ、鈴木町のほうに、ちょっとこの議案とは違いますが、同じく特別緑地保全地区というのが、小平第八小学校の南側にあります。そこについて、簡単に手を入れられない、所有者がむやみに変更できなくなるような説明が、最初にありました。簡単な伐採とか、緑地内のどこら辺まで運営管理ができるのか、逆に、どこまでだったらできないのかというのを最後に質問します。

水と緑と公園課長： 大変失礼いたしました。特別緑地保全地区に指定された部分の相続時等、地主さんから買い取り申し出があった場合の手続きでございますが、これは速やかに、小平市のほうが予算措置を講じさせていただきますまして、取得をさせていただくことになってございます。

ただし、予算措置につきましては、議会のご承認もちょうだいしなければいけませんので、時期が間に合わない場合につきましては、土地開発公社のほうで先行取得をさせていただくということも手法の一つとして考えてございます。

また、2点目の鈴木町一丁目の樹林でも、今、伐採をさせていただいてますが、先ほどご説明いたしました制限とこの伐採の関係につきましても、基本的に安全が第一でございます。

ご存じのとおり、今小平市内の樹林につきましては、結構巨木、高木化してございますので、この辺は、大体樹齢が、もう限度を迎えつつある。あるいは、この前の台風15号でもそうだったのですが、相当の倒木が出てしまったということで、近隣の地域の方々にご迷惑をおかけするような危険性のあるものについては、積極的に伐採、更新をさせていただくなど、森を若返らせていくような手続をとらせていただいています。

その若返りの手法といたしましては、まだ比較的若木のうちであれば、ひこばえという新しい芽が出てまいりまして、勢いのいいものだけを残しながら、若返りをさせていただく手法がございまして、

これを萌芽更新と申します。

しかしながら、現在、鈴木町一丁目の特別緑地保全地区で伐採させていただいておりますけれども、その萌芽率、芽が生える率が、非常に低いというのが実情でございます。

これは、やはり樹齢を結構迎えつつあった木が衰えて、なかなか芽を生やすことができないことが確認できましたので、今後につきましては、新しい苗木、こういったものを植樹してまいりたいと考えてございます。

また、その苗木につきましてもその森で拾われたどんぐりなどを、近隣の小学校の皆さんのお力添えをいただきながら、例えば、どんぐりから芽を生やしていただいて、それを苗圃等で1、2年育てながら、それを森に返していくというような施策も、今後講じてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

都市建設部長：

補足させていただきます。

冒頭、課長が樹林の取得について保存樹林の取得と特別緑地保全地域の取得を少し重複させてお話ししたように受けとれました。

特別緑地保全地区として指定しているものにつきましては、課長が説明したとおり何らかの予算措置を経て開発公社で先行で取得するとか、そういった形の方法をとらせていただくところでございますけれども、一般的な市のほうで指定している保存樹林は、やはり地主さんの利用方針を勘案いたしまして、そのときに適時な利活用の方法等を含めて考えていく次第でございます。

以上でございます。

会長：

ほかにご質問等はありませんか。

委員：

最も強力な緑地保全の方法ということで、私はこの件に関しては、指定することに関しては、異存はないですけれども、何点かお聞きします。

個人所有の土地でこの特別緑地保全地区に指定されているところというのは、ほかに何件ぐらい、これが3件目ということなのですかけれども、あとの2件はどういうふうになっているのかお尋ねします。

それから、この地域について、今日までに見にいこうとも思いつけなかったのですよね。私は近くに住んでいながら、大変申しわけなかったのですけれども。

雑木林になっていたかなとは思うのですけれども、あの三角のところですよ、どういう形状なら、これは指定できるのか。例えば、市民農園とか、生産緑地とか、栗林とかでも指定できるのかどうか

をお尋ねします。

それから、先ほど話が出ました小平第八小学校の南側の樹林については、落ち葉とかそのほかの問題で、住民の方からも苦情が出ていて、市で手を打ってもらったらという思いもあるのですけれども。この新しい地域についても管理のための費用というのは、先ほどおっしゃった萌芽更新とか、下草刈りとか、いろいろ要ると思うのです。これはどのぐらいのスパンで考えていらっしゃるのか。そういうのは、言われたらやるというのではなくて、やはり計画を立ててやってらっしゃるとは思うのですよね。どのぐらいのスパンで考えていらっしゃるのか。

以上、お願いします。

会長： 3点ですね。

水と緑と公園課長： 3点ほどいただきました。個人所有の物件の特別緑地保全地区が、あと何件あるかというご質問でございますが、2件ほどございます。第1号が上水新町の部分、第2号が小平第八小学校の南の鈴木町の部分でございます。いずれもまだ民有地が残っております。

また、2点目の形状と申しますか、条件でございますね。これは私も、これまで樹林のみの研究をやってきてまいりまして、詳細についてはご説明できなくて申しわけございませんけれども、基本的には、良好な緑地ということになってございます。近隣市の状況を見ても、ほとんどが雑木林、あるいは本当の森というんでしょうか、そういったものが大半でございます。

また、畑につきましては、これは特別緑地保全地区には入らないと考えております。

それから、3点目の管理のあり方と申しましょうか、管理スパンと申しましょうか。本来であれば雑木林につきましては、若木を植えてからおおむねは15年ないし20年ぐらいの状態のときに一端木を切りまして、そこからひこばえを生やすような形でそれを計画的に間引きしながら一定の高さを保っていくという萌芽更新の手法が一般的なやり方でございますので、今後はそういったものを適用してまいりたいと考えてございます。

いかんせん、まだまだ30年、40年物の樹木が多うございますので、当面につきましては、まずは隣接地の方々にご迷惑をおかけしないように環境を整備していかなければいけないということで、現在、隣接地との境界から5メートル以内にある樹木を、優先的に伐採をさせていただいております。

また、特別緑地保全地区に指定させていただいた部分につきましても、市の管理下に置かれてございますので、積極的に、萌芽更新、

あるいは植樹の更新というものに取り組んでまいりたいと考えてございます。

ですので、スパンということ言えば、目指すは15年から20年ぐらいの萌芽更新。しかしながら現状を踏まえたと、当面は、まずは近隣の方々にご迷惑をおかけしないような整備、これに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

委員：

条件として、生産緑地とか市民農園とかはだめだということなのはすけれども、身近なところで、津田町の菜園が、あつという間に更地になって、宅地になるのかなと。もう既に建設会社の方が写真を撮りに来ていました。地域の間人にとっては本当に貴重な緑なのですよね、ああいう土地でも。

ですから、何とかならなかったのかなという忸怩たる思いがあります。それは、相続が発生したときに買い取りも難しかったんだろうなということは理解しています。そんな思いを私は抱いています。

中島町で相続が発生したときに、樹林が相続で売られるというときに、市では買えないけれども、亡くなった方の遺言で、マンションは建ててはだめだよとか、この樹林にマッチしたような宅地にしてほしいという遺言があったというのを伺っております、今障害者の施設などができているのかなと思うのですけれども。

そういう地主さんへの働きかけとか、そんな相続が発生するだろうというのはすごく微妙な問題なので、早々は口にできないというふうにおっしゃっていましたがけれども、一般論として、そういう働きかけとかが日常的にできないかなという思いがありますが、その点のお考えはどうでしょうか。

水と緑と公園課長：

所有者の方々への働きかけでございますが、先ほどちょっと石毛委員のご説明のときにも触れさせていただきましたが、緑の保全施策につきましても何種類かやり方があると考えてございます。

特別緑地保全地区というやり方を採用させていただくものにつきましては、これは当然所有者の方々へのご説明、ご理解をいただかなければいけないというのもございます。

また、特別緑地保全地区以外の制度を適用するに当たりましても、こういった制度がありますよというご説明はさせていただく必要はあろうかと思っております。

ただ、現在、保存樹林という形で指定をさせていただいております、私どものほうでもどういった手法をとることがこのまちに一番良いのか。所有者の方々にもご理解いただきやすい手法なのか検討しているところでございますので、その辺が固まり次第、積極的

に働きかけを講じてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

会長： 非常に質問内容も広がってきますので、ひとつ、本件に限ってできるだけ詰めていただければと思います。

委員： 1点だけ、お伺いします。

前の特別緑地保全地区の決定のときに出ていたことでもあるかと思うのですけれども。

先ほどこの指定をするために国から3分の1、東京都も3分の1の補助制度、市が3分の1といった形での買い取りになっているということの説明だったと思うのですが、これができるようになったのは、緑確保の総合的な方針の策定ということで東京都と結んだということで、都の支援を受けることになったのだと思うのです。

これが1年か2年前から活用されて、この特別緑地保全地区の指定が今回3カ所目ということだと、認識しているのですけれどもこの補助に関することでは、今後もこの補助制度を活用できる期間というのが決められているのかどうか。以前の都市計画審議会の中の説明では、5年間とかという話も出ていたように思います。その補助の期間が決められているのかどうか、一つです。

そのことで今回、この補助制度を活用して小平市が特別緑地保全地区に指定したということで、そういった経過がこの補助制度活用に対してメリットがあるというか、それが指定地区が増えれば増えるほど、この補助制度が、今後も継続して活用できるのかどうかについてお尋ねします。

水と緑と公園課長： 東京都の補助制度についてでございますが、東京都から示されておりますのは、1団体につきまして1回限りということで適用期限も5年間ということでございますので、平成22年度から26年度までの時限的な措置ということでございます。

つきましては、前回私どもで購入させていただきました上水新町に適用させていただきました、それ以外のものについては、今後は適用できないという形になってございます。

これはあくまでも東京都の補助制度でございます。国のほうにつきましては、引き続き3分の1の助成、こういったものが受けられることになってございますので、こちらを適用する場合には、特別緑地保全地区に指定させていただく際には、こちらの制度を活用してまいりたいと考えてございます。

一応、1、2点目共通のご回答になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

委員： ありがとうございます。そうしますと、では、平成27年度以降は、またこういった補助制度を利用することは可能なのですか。

水と緑と公園課長： 平成27年度以降につきましては、特段まだ東京都のほうから説明なりは受けてございません。

以上でございます。

会長： ほかに。

委員： 3点ほど伺いたします。

まず、この場所なのですけれども、以前、地域の皆さんがしいたけ栽培をやっていたのですね。私も何回か行かせていただいて今のお話では、全くそこらあたりは管理が厳しくなるということですが、

やっぱり自然の中にそういった形で、本当に自然の姿で年によってはできたりできなかつたりしていました。そういったことをずっとやってきている方がいらっしゃったわけですね。だから今後について、そこらあたりをどう考えられるかと。

これに関連するのですけれども、今、課長からも言われましたように管理の面というのはすごく大変だと思うのです。萌芽更新のためにということですね。それから2点目の関連してくるのですけれども市が萌芽と格好よく言われますけれども、あじさい公園で経験したことが、何度も何度も、それはかけあって伐採する、しない、また芽が出るとかと言われて、結局今は出なくなって、あじさいということに途中で変更したと思うのですけれども。あれを切るときには、そういう言われ方をずっとしたわけですね。

結局それも管理の面が多分色々と課題になっているのではないかと。玉川上水の方ももう管理ができなくなって、住民の方たちが東京都からも色々お願いされたりしながら、自分たちでやっている状況ですから、当然そのままの状態をほったらかしにしておくわけにはできないと思うので、住民の方たちが萌芽更新の状況も含めて、管理することもできるのではないかと思って、ちょっとお聞きいたします。

要するに萌芽更新を検証されたのかということですね。とりあえずあじさい公園に絞って構いません。それがなされて今みたいに10年、15年という言い方をされているかどうかわかりませんが、それに関連して、質問が1点。

それから、今回はこうやって諮問が来るわけですが、いろいろな相続の話でも出てきましたけれども、ちょっと改めてどこで、だれが、どうやって、こういうことを最終決定するのかと。相続が出て生産緑地が買えないというか、そういったことも含めてあるで

水と緑と公園課長：

しょうから、改めてお聞きします。3点、お願いいたします。

まず第1点目の、しいたけ栽培にご活用いただいている施設の取り扱いについてでございますが、これは私どもからぜひこの施設については継続したいということで、東京都に照会を行いました。

そうしましたら、そういった地域活動の中で保全活動もあわせてやっただいただいているのでしたら構いませんというご回答をいただいておりますので、引き続き施設のある程度のメンテナンス、こういったものが必要になろうかと思いますが、地域活動をしていただいている方々にはお伝えしたところでございます。

また2点目の、あじさい公園の萌芽更新について検証したか否かという部分でございますが、話は伺ってございます。私が赴任してまいりましてこれで4年目になるのですが、そのあじさい公園のお話は聞いておりますけれども、検証というところまでは、まだしておりません。

しかしながら、いろいろな地域、周りの周辺自治体の先例等を見ますと、やはり、もう木が大きくなり過ぎて萌芽更新ができない状況が多々出ている。要は、木を打って芽が出ますよと言っているものの、なかなかその芽が出てこない樹木が多いのだというような状況も聞いてございましたので、こういった部分については補植の更新というやり方で、苗木を植える。新たに苗木を植えて森を若返らせる方法、こういったものを使ってまいりたいと考えてございます。

ただ、補植する木につきましては、やはり同じ森の木を使いたいということもございますので、その森に落ちているようなどんぐりを活用して、芽を生やして、そこの森に返してあげるとような形がとれればと考えてございます。今、市民団体の方々ともご相談をさせていただきながらどうやったらうまくそういうやり方ができるのか検討させていただいているところでございます。

それから、三つ目の今回の特別緑地保全地区の指定の決定段階というのでしょうか、決定手法につきましてですが、こういった緑地の取得につきましては、ほぼこれまで個別案件で対応してきたという実情がございます。

相続のタイミング、それから相続以外にも買いとってくれというお申し出をいただくのがいつ出てくるかというのは、私どもも図りかねますので。そういった部分では、お申し出をいただいたときに、その森の樹林の重要性、あるいはその時点時点での財政状況、こういったものを総合的に勘案いたしまして、適宜決定をさせていただいているというのが実情でございます。

しかしながら、今後やはり限られた財源をどうやって有効に生かすかということを検討するに当たりましては、中長期的にわたる公共施設の総合的なあり方について全庁的に検討していかなければいけないというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

委員： ありがとうございます。

最後のほうからなのですけれども、その決定の段階というのが先ほど言われましたけれども、我々に提示されるときには、本当にもう全部決まって、その諮問ということです。要するに今回も墓地の案件が出てきたりしまして、当然これから宅地化になるのか、いろいろなことがありますけれども。やはり相当、皆様方が決めるときに慎重にやっていかないと、できないのではないかとはい思います。

それと、やっぱり財源がということになれば、その緑地を確保するために、やっぱりみどりの基金とかということも含めて、なかなかそれは進まない状況ですけれども。総合的に判断はしていないから確保できないということではなくて、そういったことも当然前向きに考えていかななくてはならないと思います。

本当に宅地が物すごく多くなりまして、保全地区でこうやって守っていただくと、本当にありがたいのですけれども。そういったのが表裏一体のような形で、多分、今、小平市は来ていると思いますので、そういったことも考えていただきたいと思います。

それから、萌芽更新も含めてですけれども、やはり地域の皆さんがそうやって動くところがあれば、これからはどんどんやっぱりお願いしながらやったほうがいいと思いますね。職員の皆さんもどんどん大変な状況になっていくでしょうから市民の皆さんとそういった活動をする部隊と一緒に、こういったいい空間というか、環境をやっていただきたいということです。

以上です。

会長： いいですね、答弁は。

ほかにございますでしょうか。

(なしの声)

会長： ございませんね。質疑も尽くしたようでございますので、ここで決議を行いたいと思います。

23諮問第2号「小平都市計画 特別緑地保全地区の変更について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

会長： ご異議ございませんので、決定といたします。

以上で特別緑地保全地区にかかわる審議を終了いたします。
休憩いたします。

(休憩)

会長： それでは再開いたします。

続いて、これより報告事項が3件ございます。担当課より報告後、質問の時間をとりたいと思います。

初めに請願第4号「小平都市計画道路3・3・8号府中所沢線に関し、市民が参加して話し合いをする懇談会など話し合いの場の設置について」、担当参事よりご報告をお願いいたします。

都市計画道路 改めまして、都市計画道路担当参事の首藤でございます。

路参事： 報告事項が1件ございますので、今日はよろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料に従いまして、私から説明いたしますのは、請願第4号「小平都市計画道路3・3・8号府中所沢線に関し、市民が参加して話し合いをする懇談会など話し合いの場の設置について」の報告でございます。

本請願につきましては、平成23年9月30日付で小平市議会建設委員会に請願が付託され、2回の審査を経て、平成23年12月議会最終日において字句訂正の上、請願第4号「小平都市計画道路3・3・8号府中所沢線に関し、市民が参加して話し合いをする懇談会など話し合いの場の設置について」として採択をされました。

初めに、本請願の願意でございますが、その要旨といたしまして今まで小平3・3・8号線について、住民が意見を述べる機会があってもその意見がどのように反映しているのかが不鮮明。市民同士がまちづくりの視点で、道路計画に特化した形で話し合う場がなかった。国交省がガイドラインを示している、パブリックインボルブメント（P I方式）の発想を取り入れて対話の場を設け、市民同士が話し合い、提言をまとめられないか。対話の場は市が設置し、市民の意見の吸い上げ、広報や運営をしてほしいといった説明が筆頭紹介議員を通じてなされました。

次に、委員会審査の中での質疑応答でございますが、主なものとして6点申し上げます。

質問として、対話の場は賛否を問うものかに対しまして、回答として、必要に応じて幅広い市民の意見を聞き、道路を必要とする人、必要でないとする人の両方の意見を吸い上げる場にしたい。

質問として、対話の場の言葉の定義並びに目的は、に対しまして、回答として、多様な市民の声を聞ける場であり、目的は、声を拾い上げて、特に小平3・3・8号線計画に絡んだまちづくりに生かし

ていくこと。

質問として、対話の場の中で出された意見については、どのように集約していくことと考えているのかに對しまして、回答として、まとまらないものに関しては両論併記のようなことになることも含めて考えていかなければならない。

質問として、提言という重いものであるととらえているが、公式的なもの以外にも都に提出するすべは何かあるのかに對しまして、回答として、市が行った市民懇談会の内容も記録として市から都へは報告している。そのような意味では、手法としてある。

質問として、地域懇談会、対話の場などそれらに近いようなことで援用できないかに對しまして、回答として、極力、市民同士が意見対立しないような形での意見を伺う場というスタイルが意見を聞く機会として最良の方法と考えている。

質問として、今回このような請願が出されたことに対して市としては、どう受けとめているかに對しまして、回答として、今後、道路ができて以降の周辺のまちづくりなどに不安をお持ちの方がいらっしゃる中での請願と理解している。同時に、市民周知の必要性については痛感している。何らかの場は必要と考えている。

以上のような質疑応答がございました。

終わりに、今後の予定でございますが、市といたしましては、請願の採択を受けまして、請願事項であります市民が参加して話し合いをする懇談会など話し合いの場の設置について、建設委員会における審議の内容等を踏まえ、早期実現を目指してまいります。

報告は、以上でございます。

会長： 報告は終わりました。

ただいまの請願第4号「小平都市計画道路3・3・8号府中所沢線に関し、市民が参加して話し合いをする懇談会など話し合いの場の設置について」に何かご質問がございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

委員： 市民からこういう意見が出されたということは、まちづくりに関して、すごく関心のある方がとても増えているのではないかなというのを思うのですけれども、この市民同士が意見を交わすことは、とても大切だと思うのですね。

今後、何らかの場が必要と考えていますと、早期実現を目指してまいりますとありますけれども、早期実現とはいつごろなのか。あとは、回数として何回設置しようと考えていらっしゃいますか。

都市計画道路参事： まず、時期の問題でございます。こちらにつきましては、今日こういった形で請願の内容も報告いたしましたので、ただいま打木委

員からも、そういう時期的なご心配のご意見もいただきましたので、そういった意見も踏まえながら、最終的には決めていきたいと思いますが、今回の報告資料にもございますとおり東京都は、今手続を進めているというところから考えますと、そう時期を遅らせてやるべきものではないと考えております。

また、回数につきましては今回請願の審査の中でも、平成22年に市として行いました市民懇談会についてのご説明もさせていただきましたが、その際は2日間で行っております。

したがって、市といたしましては、過去に行った内容なども参考にしながら最終的には回数を決めていきたいと考えております。

以上です。

委員： では、その意見を一応記録として提出するという事なのですが、平成22年からまた年もたっていますし、色々な請願を出された方の活動とか色々あると思うのですが、それで、初めて、こういう計画があることを知った方もまた出てくると思うのですが、また新たな意見がたくさん出てくると思うのですが、本当に集まる方によって、また意見もかわってくるかと思うのですが、それに関して、市としては、全然ただ提出するだけという形になるわけですか。

都市計画道路参事： 意見の聞き方ということになるかと思いますが、当然、市としても聞くべきことは聞いて、伝えるべきことは伝えるということになります。

ただ、この事業につきましては法定の制度としては、都市計画法に基づきまして意見を聞いて、都民の方が提出している。その先には、東京都のほうの都市計画審議会でもそういった意見を参考にしながら事業を進めていくということが、まず軸としてはございますので、市のほうも意見を集めたことについては、法定上の意見とは異なってはまいりますけれども、地元市としてこういう意見が出てますというようなことは、今までもそうでしたけれども、同様に市を通じて伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

会長： ほかに。

委員： ちょっと違う話で進めるかと思うのですが、たまたま今回こういう市民との懇談会、市が、市民の懇談会ということを通してこういう場をとということで出てきたのですが、ほかの計画が出たときに同じようにこういう請願が出てきて通ったのですよ。

そういうことになったときも、今回こういうことで設置するとい

うこととなりますので、またほかの場面になったときも、そういう設置の可能性はあるのでしょうか。

**都市計画道路
路参事：**

今回は、都市計画道路についてということで、都市計画といいますが、施設は道路以外にも公園であったり、そのほかのさまざまな施設、下水道もそうですし、あとはごみ焼却場などもそうですが、都市計画に規定される施設というのは色々ありますので、その施設の特性であるとか、内容とか、場所とか、さまざまな観点から、その意見の聞き方というのは変わってくるのかなと思います。

今回、この道路に関しては、こういった請願も出されまして、採択も受けましたので、市といたしましては、早期の実現について検討しているということでございます。

以上です。

会長：

よろしいですか。

委員：

今日は都計審の委員という立場ですけれども、添付資料にもありますように私は、紹介議員の1人として名前も連ねておりますので、全然別人格として話すことはできないので、そういう立場から両方の立場から発言をさせていただきます。板挟みにはならないです。

全会一致の重みというのをやっぱり十分認識して、事業に取り組んでいただきたいという思いがあります。

先ほど早期に実現していきたい、ということだったのですけれども小平市には、自治基本条例もありますので請願者と協議して、そういう運営についても決めていただきたいのですが、その点はいかがお考えでしょうか。それが1点です。

それから、2点目に主な質疑応答のところとか、請願の趣旨、願意のところを読みますと、市民同士が対立しないように話し合うというやり方が書いてあるわけですが、これってすごく難しいことではないかと思うのですね。

これに関してやっぱり司会者というか、議長になる人、ファシリテーターのような方たちの役割というのがとても重要になってくるかと思うのですが、その点はどのようにお考えになっているのでしょうか。

それから、3点目にこの話し合いによって私どもとしては、東京都の事業に大きな影響を与えたいわけですが、市の当局としてはどういうふうに、どの程度の影響力を持てるものと考えていらっしゃるのか。

それから最後に前回も私、質問したかと思うのですが、環境評価影響評価書の動きと計画決定の動きがあるからまだ東京都の動きがはっきりしていないので、こちらの関与の仕方とか、スケジ

ジュールとか、そういうのが出せないということだったのですけれども。

前回以降動きはないのかどうか。スケジュールはある程度提示できるよになっているのではないかと思うのですが、その点はどうでしょうか。

以上です。

**都市計画道
路参事：**

まず、請願の採択を受けての請願者との協議ということでございます。こちらにつきましては過去2回、紹介議員さんを通じまして、こういった内容で何か話し合いの場が持てないかというご提案をいただく機会はございました。

続いて、市民同士が対立しないような方法ですね。難しいのではないかということと、その中でのファシリテーターが必要ではないというようなお話でございますが、こちらにつきましては、先ほど私が触れました懇談会、各市で行っていたような懇談会ということであれば、当時を振り返ってみますと、行政側で私どもの知る限りの情報をご説明させていただきまして、当日、集まった方々からいろいろ意見を出していただいたというようなことでございますので、そういう場合ですと、ファシリテーターというような必要はないと考えております。

これが、今、木村委員がおっしゃったような市民同士が対立しないような方法ということになりますと、また違ったような方法になってくるのかなというふうには思いますので、そういった場合ですと、またおっしゃったようなファシリテーターとか、ファシリテーター的な司会者というのでしょうか、そういった役割の方が必要になることも考えられると思います。

次に、話し合いによって東京都の事業に対しての影響ということでございますけれども、市といたしましては、今手続中と申し上げましたけれども、その法律に基づいた手続の中では、市に対して今行っている都市計画変更に対する意見の照会というのがまいります。これが法定上の意見照会ということになりますので、市が意見を返す場合に、何らかの、参考ということで、審議会の機能も活用しながら考えをまとめていくことになろうかと思っております。これがどれだけの影響かということになるとこれは、また解釈なのですが、期待の込め方というのもいろいろあるかと思っておりますが、何らかの市の意見をまとめるときの参考にはしていきたいなと考えております。

最後に、アセスの動きと、都市計画の手続上の動きの中で、スケジュール、市の方で今把握をしているかということでございますが、

現在のところ具体的に東京都のほうで例えばいつの都市計画審議会にこの変更を図るであるとか、またそれから逆算していつ市の方、いつまでに意見を出さなければいけないとかいうことは、全くわかっておりません。

したがいまして、私どもとしては、今後は予想をしながら、色々動いていくことになろうかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、この話し合いの場というのはせっかく設ける場でございますので、そういう意味では、東京都の手に遅れないように行っていく必要があるのかなと考えており、その辺は心がけていきたいなと考えております。

以上でございます。

委員：

ぜひ、この中で話し合われた、まだ話し合いがどういう形で持たれるかというの、なかなか私もイメージしづらいところなんですけれども、この中で話し合われた内容を市長から意見を上げる際に盛り込んだ形で意見を上げていくべきではないかなというふうに思っています。これは意見です。

それから、いつ頃、そのスケジュールなどは明らかになると考えていらっしゃるのか。私たちは、まだ決まってないですから、まだわかりませんからと言われて、出されてくると、もうクローズされたものがぽんと出てくるというそういう痛い思いをしているものですから、いつ頃これが提示されるのかというのを、お尋ねしたいと思います。

それから、やはり都の動きもありますので、早くこの話し合いは持っていただきたいのですよね。賞味期限がありますから。

実は、昨日、測量の起点の写真を撮られていたのですよね。東京都から委託された会社の方が。私がいよいよ測量が始まるのですかというふうに聞きましたら、いや、たかの街道から北側は、もうほとんど終わってますよと言われて、そういうふうに着々と当該の私たちが知らない間に進んでいるのだなと思って、びっくりしたのですけれども。

そういう東京都の事業の動きと、市の思いというか、市民の思いというか、そういうものとの関係というのは、どういうふうになっているのでしょうか。教えてください。

会長：

もし、答えられるようなら、お願いします。

都市計画道

では、私も答えられる範囲でお話のほうさせていただきたいと思

路参事：

います。

まず、いつ頃わかるのかということでございます。先ほど私も予想を立てながらというふうに申し上げましたので、これは何か、今

東京都からスケジュールを示されているということではございません。

例えば、直近では、昨年、都市計画案の説明会が行われたり、後ほど触れたいと思いますが、測量説明会の方も、東京都の方で昨年12月には行われておりました。その内容から市として推察をいたしますと、少なくとも年内に何らかの動きがされてもおかしくはないのかなというふうには考えています。

先ほども、東京都の手續に乗りおくれないようにと申し上げておりますので、これが指をくわえて何かを待っていて、気づいたときには対応が遅れたというのは、非常によくはない方向でございますので、そういったことから考えますと年内には、東京都の方は、手續は行われていくだろうと予想しています。

そうすると東京都の手續、これは都のホームページなどでも見ればわかることですが、都市計画決定をするには、都市計画審議会を開催いたします。東京都の都市計画審議会は時期的には、ほぼ定期的になっております。

例えば年内で申し上げますと、9月と11月、あと5月です。5月、9月、11月には、恐らく毎年と同じよう感じであれば、行われるのかなと考えておりますので、そこを、私どもも気にしながら、実際に、この話し合いの場のスケジュールを決めていかなければならない。

仮にこれ、5月ということであると、今日この場の開催は3月のもう終わりですから、これから開催したとしてもなかなか無理があるかなと。恐らく5月に都市計画審議会を東京都がやるとすれば、何らかの通知があつてしかるべきだろうと思います。現時点では、いつまでに回答をくださいということはございませんので、5月というのは、ないだろうと思います。

となると、残ったところは、年内であるとすれば、9月と11月ということになります。こちらについては、何らかの東京都からの情報はございませんけれども、そういう事例から踏まえまして、ここには遅れないように対応をする必要はあるのかなというふうに考えております。

そうすると、あくまでこれは予想ですが、その予想から今度逆算していきますと、この採択された請願の場というのは、それに遅れないようにしていかなければいけませんので、そういう意味で、今日の資料にも付けましたが、早期の実現を目指さなければいけないわけですね。

ただ、現時点では、環境アセスのほうの手續がどうなっているの

かというの、審議が始まるのかどうかというのわかりません。ですので、何とも申し上げられませんけれども、早い時期ということであれば、やはり年度が明けて4月とか5月とかというところが、開催が可能な時期なのかなと考えております。

したがって、そういった開催の時期が決まれば、私どもとしては、市報を通じて、その周知を図っていきたいと考えております。

あとは、ご近所で測量の写真があったということなのですが、先ほどもちらっと東京都の説明会のお話を申し上げましたが、昨年12月に測量に関する説明会は、東京都が小平第一小学校の体育館を借りて、2日間行っておりまして、その中では、ちょうど今ぐらいの時期まで、つまり平成23年度の作業として測量を行うという周知はされておりましたので、そういった意味では、近隣への測量に関する情報提供は十分なされていたと考えております。

私からは、以上でございます。

委員：　　そうしますと、一応、9月の都計審に間に合うように進めたいという確認でいいのかなという、確認です。

それから、本当にこれ間に合わないとなつてしまわないことになつてしまいますので、ぜひ間に合うように設定してほしいというのと、この都計審に、結構建設委員のメンバーもたくさん参加しておりまして、たくさんでもないか、2名参加しておりまして、いろいろ温度差はあつたとしても話し合いは絶対必要だということで、全会一致になつたと思うのですよね。ですからこれは、もう絶対この機会を無駄にならないように、しっかり取り組んでいただきたいと要望しておきます。

以上です。

会長：　　先ほどの9月、11月ということですから、限定が9月ということではないかと思っておりますけれども。

委員：　　ただ、9月に間に合わないとなつて困るから、早いほうを目指してやっていただくということですね。

委員：　　1点確認させていただきますけれども、対話の場の言葉の定義並びに目的のところ、多様な市民の声を聞ける場であり、目的は、声を拾い上げてということですが、表記がありますけれども。いつも説明会に行かせていただいておりますと、一定の時間の中でたくさんの方が意見をおっしゃっているようですけれども、やはり来ている全体の人数をかんがみますと、本当に数人の方のご意見だなと見受けられるわけです。

今回せっかくこういう場を持たれるわけですので、ああいうたくさんの方のところ、普通の方が意見を言うのは、とても大変なこ

とだと思ふのです。よほど自分自身の信念がある方は、はっきりと意見を申し上げられると思ふのですけれども。

そうではなくて、その場にいらっしゃっている方も、またこの開催した日に来られない方もおいでになると思ふしますので、また当該の地域の方と、当該の地域ではない少し離れた地域の方と、考え方も違う方がおいでになると思ふし、また最初のところに、道路を必要とする人、必要でないと考える人とありますけれども、必要とする人は、なかなかそういう場でご意見を申し上げることも難しいかなと思ふのですが、具体的に言いますと、そういった懇談の場の周知をするときに、いらっしゃらない方からの意見を吸い上げるような、そういった方法は何かお考えのことはありますでしょうか。

**都市計画道路
路参事：**

この場のやり方みたいなどころにも、実際はつながってくるかと思ふます。私ども市として例示申し上げたのが、過去の実績のある懇談会ということですが、懇談会形式であれば、どちらかという、東京都が素案なり、都市計画変更案で行っているミニ版のような形になろうかと思ふますので、実際、市で行った場合も、100名弱のご来場の方々というのがあったかと思ふます。

今、山岸委員のおっしゃった内容でいきますと、若干それよりは対話に軸足を置いたようなやり方で、もっと市民の方々が言いやすいような雰囲気というのですかね、そういったもので、しかも当日いらっしゃれなかったような方も意見が聞けたり、雰囲気を味わうことができたりということになってと、お察しはするのですけれども。

そういった感じでいくと、ある程度ちょっと機会とか期間も長めであったりとか、提供の仕方も対面方式というよりは、何か人々が集いながら話す雰囲気というようなことにもなろうかと思ふますので、そのあたりは、今ご意見もいただきましたので、そういったご意見に近づけるような検討もしていきたいと思っております。

あと、当然それに参加される方と、参加できない方というのは、いらっしゃるわけなのですけれども。私も他の説明会の現場で拝見しますと、口下手な方というのもおかしいのですけれども、そういった傍観というか、傍聴しながら何か意見だけは言いたいというような場合は、ご意見カードというようなものを配布をして、発言はしないけれども、アンケートではないのですけれども、それを回収して、いち参加者に近いような形で意見を言えるような環境を整えているところもありますので、そういったものは、今回実施に移す場合の参考にはしていきたいと考えておりますので、貴重なご意見、ありがとうございました。

会長： よろしいですか。

委員： 今、参事がおっしゃってくださいましたように、パブコメをやっていると思うのですが、せっかくこういった懇談の場を持たれるわけですので、この期間に多くの皆様からのご意見をお聞かせくださいという手法で、今のようその場に来て、もちろんご意見カードもよろしいと思うのですが、何かそういったことも、広く皆様にお知らせしていただけるといいと思いますので、よろしく願いいたします。

都市計画道路 要望として受けとめさせていただきます。

路参事：

会長： ほかにございませんか。よろしいですか。

委員： 今まで聞いていたご説明の中で、これから早期に実現していただくということですが、まだ具体的な日時は決まっていませんし、今後のスケジュールとしては、終わりがなかなか定められていないところでは、とても厳しいというか、担当の方も、この話し合いの場の設定について大変苦慮されているのではないかなと感じました。

ただ、この請願が通ったということで、しかも全会一致で通ったということでは、これまでの懇談会だけでは市民が納得していないところで、本当に市民同士が道路というテーマはありますけれども、このことを通して、まちづくりと一緒に市民同士が考えていくという場の設定だと思っています。

なので、賛成の人も反対の人もありきでの話し合いの場が作られていくのだというふうに思っています。

その辺の考え方のこの受けとめ方の確認をさせていただきたいと思うことが一つと。

これからまだスケジュールが定まらない中ですが、大まかでいいですが、開催日を大体、例えば、市民がなるべく参加しやすいような平日の夜とか、週末とか、あと開催時間のこととかもあるかと思うのですが、大ざっぱに何かお考えがあれば示していただければと思います。

それから、市民が参加をして市民同士が話し合いをするということにおいて、公平性、平等性についてどう担保していくのか。広報の仕方とか、進め方とかにかかわってくるかと思うのですが、その辺のお考えがあれば大ざっぱでもいいですが、お示しいただければと思います。

都市計画道路 受けとめ方ですね。この対話の場が、請願が採択されたことによる受けとめ方ということですが、当然、話し合いの場とい

う懇談会の場ということですので、開催のあかつきにはそういった市民同士が話し合っただけのような場というところにも十分配慮したいと思います。

先ほど山岸委員のほうからも若干アイデアというか、吸い上げ方についての工夫などのご意見もございましたので、そういった意見なども参考にしながら、また過去に行った実績なども参考にしながら、最終的には決めていきたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、市民同士が話し合い、また話し合いやすくするようなやり方というのを、先ほどもご意見をいただきましたし、ただ今もご意見をいただきましたので、できる限りそれが円滑に進むような方法というのは考えたいと思います。

それに関連してということになると思うのですが、開催の時間とか、曜日とか、そういったことについては、いわゆる一般にちまたが休日であると言われるような日とか、あとは夜間や昼間などにも配慮しながら行っていきたいと考えております。

あと、当然公平性、平等性という考え方に立ちますと、冒頭木村委員からお話があったようなファシリテーターというような立場の方の採用というのも考えられるわけなのですけれども、これについては、実際の開催を検討して、検討していく中で、市としては、最終的には決定していきたいなと思います。

ただ、いずれにいたしましてもこちらは請願として採択をされた内容でございますので、市として開催するあかつきには、当然、公平性、平等性というのは十分配慮しながら行うべきものであるというふうに考えております。

以上でございます。

委員：

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

スケジュールが定まっていないというところで、本当にどれだけの話し合いの場が、時間的にも期間的にも設定できるのかということが、まだわからない状態です。都の審議会の9月、11月のところでのことがありましたけれども、そうすると、早くて4、5カ月といったところで、その期間の間で話し合いを設けていかなければならないということも考え得るわけですね。

そうしますと、やっぱりそれだけの短い期間で、どれだけ市民の方がこういった話し合いの場に参加をして、納得しなくてもある程度の消化し切れるような話し合いの場が設定できるかどうかといったところで、しっかりとそれを受けとめて、設定していただきたいと思っています。

一つだけ最後に、そこで出された懇談会なり話し合いの場での意

見とか内容については、広く市民に知らせることが必要だと考えますけれども、それをどうやって提示していくのか、広報していくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

都市計画道路参事：

意見の周知の方法ということでございますが、こちらにつきましては、平成22年に行った市の懇談会もそうでしたが、どういったやりとりが行われたかというのは、平成22年の懇談会のときは、やりとりの要旨ということでホームページで公開させていただきました。

今回、この請願の採択に当たりましては、実際、まだ話し合いの場の形態は決定しておりませんが、その決定した話し合いの場に応じまして、適切な広報方法というのは考えていきたいなと思います。

一番周知のしやすい方法というのは、やはり今の時代ですとホームページというのが一番周知の広がりもありますし、イメージとしても周知をしやすいというのがございますので、ホームページが基本かなと考えております。

また先ほどご意見の中で、4カ月とか5カ月の中でどれだけやりとりができるのかというようなお話もございました。周知の方法にも絡んでくるかと思いますが、こちら当然話し合いをしていく期間も大事ですが、周知ということになると、それをまとめていく期間というのも、これは市として必要になってきますので、そういった期間も含めながら考えていかないと、結局話し放しということになってしまいますので、市といたしましては、そういったまとめの期間も含めてのスケジュール感で、今後の対応には努めていきたいと考えております。

以上でございます。

会長：

よろしいですね。

(なしの声)

会長：

それでは、請願第4号「小平都市計画道路3・3・8号府中所沢線に関し、市民が参加して話し合いをする懇談会など話し合いの場の設置について」の質疑を、以上をもちまして終了いたします。

大分時間が経過しておりますので、ここ4時5分まで、ちょっと休憩をします。どうぞ休んでください。あと2件報告がございますので。一応、終わりは4時半と考えております。よろしくご協力のほどをお願いいたします。入れかえもありますので、どうぞ休憩してください。

(休憩)

会長：

それでは再開をさせていただきます。

**都市開発課
長：**

続きまして、「小川駅西口地区再開発事業について」、担当課より、報告をお願いいたします。

それでは、「小川駅西口地区再開発事業について」、ご報告をさせていただきます。

説明は、配布させていただいた資料に沿って進めさせていただきます。資料5-①をご覧くださいと存じます。

1の経過でございますが、再開発事業における最近の経過についてお示ししてございます。

(1)の準備組合の設立でございますが、再開発事業を目指した地元組織といたしまして、平成4年に再開発協議会が設立され、検討が進められてきましたが、記載のように平成19年5月には、再開発協議会から準備組合へと発展した組織となり、本組合設立に向けた準備活動が行われております。

次に、(2)の事業協力者の決定でございます。事業協力者とは、準備組合に対して本組合設立までの資金協力や準備組合の運営支援などの事業協力を行う民間事業者のことでございまして、一般的には、デベロッパーやゼネコン等が協力者になっております。この事業協力者には、記載してあります2社が共同企業体となり、昨年1月に決定しております。

続きまして、(3)の平成23年度の主な事業でございますが、①の準備組合といたしましては、事業推進計画(案)の策定を、昨年の秋口ごろを目標に策定していこうということにしてはございましたが、これが合意形成、その他の理由によりまして、まだできていないという状況でございます。これにつきましては、後ほど課題のところの説明を加えさせていただきます。

この事業推進計画(案)とはどのようなものかと申しますと、再開発事業を進める上での基本的な方針のようなものでございまして、内容といたしましては、都市基盤整備の方針でありますとか、都市計画の方針ですとか、施設計画の方針、主なものとしては、再開発ビルの計画の方針というようなものですとか、資金計画の方針といったものが主な内容でございます。

次に、②の、市、私ども都市開発課でございますが、今年度、準備組合の理事会で、①の事業推進計画(案)が策定され、これを準備組合の総会で、この方針で行こうということになりましたら、次のステップであります、市が行う都市計画決定に向けまして、今年度、つまり平成23年度予算で都市計画資料等の作成をしていくことにしております。

ところが、先ほど申し上げましたように、前提となります事業推

進計画（案）、いわゆる準備組合の事業方針ですが、これがまだ策定途中ということでございまして、今年度作成することが困難となりました。

つきましては、市が行う都市計画資料等の作成も、今年度は見送らざるを得ないということになりまして、現在開会中の3月定例会で、この分の予算額を減額補正させていただくことになっております。

続きまして、2の事業推進計画（案）の策定及び調整の状況についてでございます。ここでは、現在準備組合のほうで検討しております事業推進計画（案）の中で、大きな変更となりました都市基盤整備についてご説明申し上げます。

（1）の都市基盤整備の方針変更の中身といたしましては、駅前広場と施設建築敷地の形状の変更でございます。

それでは別添の資料5—②をご覧くださいと存じます。

この資料は、昨年7月に行われました準備組合の検討会、これは、準備組合員を対象としたいわゆる勉強会でございますが、その検討会の際に使用されたものでございます。なお、この資料は検討段階のものでございまして、確定したものではありませんので、取り扱いについてご注意のほどよろしくお願いいたします。

この資料に書いてございます左側の部分が平成19年に準備組合のほうから提示された都市基盤整備の方針でございまして、これまで議会などへの報告につきましては、この左側の図をお示ししておりました。

そして今回、昨年度に事業協力者が決まりましたので、事業協力者の協力を得ながら検討したものが、右側の図でございます。ご覧のように、駅前広場と施設建築敷地の形が大きく変更されました。

その理由といたしましては、駅前広場のほうから申し上げますと、左側の駅前広場の形状は、現在既に都市計画決定されているものでございますが、この形状ですと、駅前広場に厚みがないと申しませうか、南北方向の幅はありますが、奥行きがないために、大型バスが入ってきた場合、バスの回転が窮屈になるということでございます。右側にした場合は、面積の拡大によりスムーズな動線が確保できますし、環境空間の確保も可能になります。

一方、施設建築敷地につきましては、左側は二つの街区に分割されたそれぞれ不整形な街区でしたが、これを右側のように一つにまとめることにより整形の敷地となりまして、自由度の高い、効率の高い建物の設計ができるようになります。

また、建物の高層の部分を小川駅の駅舎側と駅前広場側、すなわ

ち東南の角に寄せて建てることによって、日影規制の影響を少なく抑えることができるようになります。

以上のことから、現在、右側の図のほうで調整をしているところでございます。

しかしながら、右側の図の下方、左端の斜線で示した部分です。ここは、吹き出しのコメントにも書いてございますが、新たに取り込む追加区域になります。この区域の権利者の方々にとりましては、都市計画決定されている現在の道路線形は、左側の図でございますから、これまで都計道の線形には入っていないという認識でございましたので、事業に対する理解をいただく必要が出てくるということになります。後ほど、3の、当面の課題のところでも触れますが、今回、事業推進計画（案）の策定がおくれている要因の一つとなっておりますのも、この新地権者の方々のご理解をいただくのに時間を要したということでございます。

続きまして、資料5-③をご覧くださいと存じます。

これは施設建築物、いわゆる再開発ビルの構成イメージ図でございます。現段階では、この程度のイメージ図しかお示しできませんが、1、2階は店舗、3、4階は非物販サービス機能の階層を考えております。ただし、4階部分を設けるかどうかにつきましては、まだ未定でございます。そして5階以上を住宅の階層にしようということを検討しております。

駐車場につきましては、地下に設ける予定で、地下1階は自走式で店舗や非物販サービスの駐車場に、地下2階は機械式として住宅用の駐車場にすることを検討しております。

次に、資料5-①に戻りまして、(2)の方針変更に伴う関係機関との調整でございますが、再開発事業は、認可権者であります東京都を初めとした各担当部署との調整が必要な事業でございます。今回の都市基盤整備の方針変更に伴いまして、今年度から都の各部署と調整をしているところでございます。

また、警視庁とは、駅前広場の交通処理、いわゆる駅前広場のレイアウトや再開発ビルの地下駐車場への出入り口等について概略的な調整を続けているところでございます。

続きまして、3の当面の課題でございます。恐れ入りますがここからは資料5-②や、資料5-③の図面も一緒にご覧いただきながら、お願いいたします。

(1)の駅前広場の形状変更に伴う新地権者の合意形成についてでございますが、これにつきましては、先ほどもご説明申し上げましたが、駅前広場の形状変更に伴い、新たな地権者の合意が必要に

なったわけでございます。しかしながら、なかなかご理解をいただけない状況でございましたが、最近では話を聞いていただける状態にまで、なっております。

新たに取り込む追加区域の地権者の方々の合意形成は、事業にとって大変重要でございます。駅前広場を含んだ都市計画道路は、既に都市計画決定されているものでございますので、これを変更するわけですから、従来のものよりよいものにしていかなければなりません。これは東京都からも指導を受けております。

この新たに取り込む追加区域、斜線の部分でございますが、この部分を除いた駅前広場では形が不整形となり、良い駅前広場とは言えないからでございます。

一方、この区域は事業予定区域の境界部分に当たります。つきましては、この区域が決まりませんと、いつまでたっても事業区域が定まりませんので、今後の事業の計画が立てられないということになってしまうということでございます。新地権者の方とは、今後とも丁寧な対応をとっていくことにしております。

続きまして、(2)の鉄道事業者からの要請でございます。

鉄道事業者である西武鉄道とは、これまで一般の地権者とは別に準備組合のコンサルタントを中心に、我々担当課も含めて調整を進めてきたところでございます。

資料5-②の図をご覧くださいませてもおおよそのところはおわかりになるかと存じますが、事業予定区域の右側、駅寄りの部分を南北縦方向の土地の所有者でございまして、大口の地権者となっております。

鉄道事業者とは、これまでの調整の中で事業には大方賛同はいただいていたところでございますが、鉄道事業者には老朽化した駅舎の建て替えという社内事情がございます。駅舎は、昭和40年代に建てられたものでございまして、耐震補強工事は既に済んでおりますが、駅舎そのものが老朽化しているということでございます。これの建て替えとなりますと、駅の西口だけでは済まないことになり、東口や、駅の東西自由通路の整備も必要になってまいります。

したがって、鉄道事業者からは、駅舎建て替えに伴って駅東西の一体的な整備を小平市も一緒になってやっていくという具体的な方針を書面で示してほしいというような強い要請を受けているところでございます。これは強い要請というよりも、それが西口の再開発事業参画への条件であるということでございます。

確かに東口の駅前広場は、現在まだ概成の状況で完成したものではありません。また東西自由通路の整備は、公共性の高い事業と

考えておりました、小川全体のまちづくりには避けて通れない課題でございますので、市としても検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、(3)の施設建築物に係る東京都との景観に関する協議についてでございます。

施設建築物、いわゆる再開発ビルについてでございますが、再開発ビルの規模につきましては、現在、東京都の景観担当と調整をしているところでございますが、再開発ビルの規模、とりわけ再開発ビルの高さについて調整をしているところでございます。現在、準備組合のコンサルタント及び事業協力者からは、おおよそではございますが、再開発ビルの高さは100メートル規模の建物になる旨、言われているところでございます。

なぜ、こうした高層の建物になるかと申しますと、一つには、リーマンショックの影響がございまして、リーマンショックの前と後では、事業費の柱となる住宅部分、これを再開発事業では保留床と申しますが、この販売価格帯が大きく違ってきておりました、高価格の住宅の販売は見込めなくなっているということでございまして、したがって、事業の採算性を考えれば、その分、住宅部分を多くつくらなければならないということでございまして。

もう一つは、日影の関係でございまして。事業予定区域の周辺地区の日影規制の関係で、再開発ビルの高層部分を細い形状にしなければならないということもございまして。つきましては、このような高層の建物になるということでございまして。

一方、東京都景観条例では再開発ビルの高さは、建物の具体的な高さについては規定されておりませんが、周辺の建築物群と統一感のあるスカイラインとするとされております。そして、小川駅周辺のような低層のまちなみのところに建てるとなると、それは統一感のあるスカイラインとは言えないのではないかと。ついては、今後駅周辺を駅前にふさわしいような高度利用していく地区として、市としてもまちづくりのビジョンやガイドラインのようなものをつくっていったらどうかというような助言をいただいているところでございます。

また、高いビルが建つことになると周辺地区にも日影を初め影響が出てまいります。これまで準備組合では、まずは内部の地権者の合意形成を優先させるという方針で、周辺地区の市民の皆さんには、積極的に再開発事業の説明をしてきませんでした。したがって、周辺地区の皆さんにも説明していく必要もございまして、またお考えも伺っていく必要もございまして。このように再開発ビル

の高さに関する課題がございます。

以上、再開発事業に対する当面の課題についてご説明申し上げましたが、これらの内容を見ても、(1)の新たな地権者の課題につきましては、準備組合に対する課題としてとらえることができますが、(2)の鉄道事業者の課題、つまり駅東西の一体的な整備につきましては再開発事業だけでは対応できる課題ではございません。また、(3)の景観に関する課題につきましても、現状のままでは解決が困難でございます。

つまり小川駅の周辺地区に対して、まちづくりの方向性を示すビジョンのようなものをつくっていかないと、東京都との景観協議は厳しいものになってまいります。したがって、現在、我々の部内で対応策を検討しているところでございます。

そこで資料5-①の最下段の矢印のところに書いてございますが、駅前の周辺地区につきましては、ただいま申し上げました再開発事業に関連した課題のほかにも、例えば二中通りの交通環境の課題など、依然としてまちの課題もございます。

そこで、現在西口地区では、再開発事業に向けて、地元の皆さんのまちづくりに対する機運が高まっておりますので、この機をとらえ、小川駅の東西の駅前周辺地区も含めたまちづくりについて、そこにお住まいの地元の皆さんの参加によりまして、地区の課題を抽出し、議論してもらい、土地利用、交通環境、安全・安心のまちづくり等の構想をビジョンとしてまとめあげていくことにしたところでございます。

なお、このまちづくりビジョンの策定の経費につきましては、来年度予算にも計上しております。策定に当たりましては、まちづくりの専門業者に委託をいたしまして、地元の皆さんにも参加をいただきつつっていく予定でございます。

委託業者には、まちづくりビジョンのたたき台の作成や、会議等の進行役、そして、ビジョンのまとめ等をお願いすることを予定しております。今後、ビジョン策定の進め方やスケジュール等の詳細については、委託業者と調整し、進めていくことにしております。

なお、大まかなスケジュールといたしましては、地元の皆さんにご参加いただき、検討していただく期間を来年度中には終えて一定のまとめができないかなと考えております。そしてその翌年度には、市としてのまとめをつくってまいりたいと考えております。

最後に、このまちづくりビジョンの位置づけでございますが、まちづくりの基本的な方針といたしましては、都市計画マスタープランがでございます。これはご案内のとおり、法律で定められたもので

ございますが、今回のビジョンにつきましては、法定のものではなく、任意に策定するものでございまして、都市マスを補完するものという位置づけでございます。

また、本審議会には、ビジョンの策定過程におきまして、節目ごとに、随時ご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会長： ありがとうございます。

報告は終わりました。

ただいまの「小川駅西口地区再開発事業について」、何かご質疑がございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

(なしの声あり)

会長： ないようでございますので、それでは、以上をもちまして質疑を終了いたします。ありがとうございます。

それでは、3点目の報告事項になりますが、「都市計画に関する権限移譲について」、報告をお願いいたします。

まちづくり
課 長： それでは、本日最後の報告事項でございます。「都市計画に関する権限移譲について」、ご説明をいたします。

初めに、本日配布させていただきました資料の確認をさせていただきます。

資料の6-①地域主権改革第2次一括法に伴う権限移譲事務の概要について、A4サイズで6ページのものでございます。

続いて、資料6-②地域主権改革一括法に伴う権限移譲事務一覧、A3サイズ2ページのものでございます。よろしいでしょうか。

それでは、資料6-①をご覧ください。

こちらは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、都市計画法を初め関係法律の改正に伴い、これまで都道府県知事が行っていた事務が、都道府県知事と区・市長に権限移譲されました。経過措置があるものを除いて、平成24年4月1日施行日のため、必要な条例整備等の対応を行うものでございます。

なお、このたびの改正で移譲される法令には、小平市内に該当する地域地区がないものもございまして、まず条例整備等の対応が必要な法令からご説明いたします。

ご覧の①から③の3法令で、都市計画法、土地区画整理法、墓地・埋葬等に関する法律がございまして、

まず、①都市計画法の都市計画を定めるものでございます。

地域地区のうち、用途地域に関する都市計画や10ヘクタール以上の風致地区並びに特別緑地保全地区並びに緑地保全地域に関する都市計画。国、または東京都設置を除く都市施設のうち、10ヘクタール以上の公園・緑地・広場・墓園や4車線以上の道路に関する都市計画にかかる市の対応でございますが、用途地域に関する都市計画につきましては、小平市の用途地域に関する指定方針、指定基準を策定いたします。

しかし現在、東京都や周辺市と内容の調整中でございますので、策定までの間、従前の東京都の指定方針、指定基準を準用いたします。

市の指定方針、指定基準の内容がまとまりましたら決定に際し、本審議会に報告する予定でございます。

次に、10ヘクタール以上の風致地区等や公園、緑地等の都市計画を市決定として行います。この風致地区等の事務移譲により、風致地区の区域線を証明する都市計画証明書の受付、発行事務が生じます。

なお、その他風致地区に関するものとして、第58条の風致地区内における建築規制の権限移譲がございます。これにつきましては、3年間の経過措置がございますので、当面の間、東京都が都条例に基づき許可を行います。許可に有する知識や技術を習得するために、勉強会等が今後開催される予定でございます。

次に、都市計画施設、または市街地開発事業の区域内における建築の許可等でございます。これは、都市計画施設として計画決定されている道路、公園等の区域内において建物の建築をしようとする者は、市長に申請して許可を受けなければなりません。原則、許可の基準に該当するときは許可となります。この許可証を添付して、建築指導事務所、または民間検査機関に建築確認申請を行い、審査を経て建築許可となります。

次に、2ページ目第65条の都市計画事業地内の建築等の許可及び②土地区画整理法の土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可でございます。

これは、例えば事業認可後の都市計画道路の事業地内や、土地区画整理事業施行中の地区内での建築行為等に関して、市長が事業施行者の意見を聞き、支障がなければ事業地内での建築行為が許可となります。ただし、建築に際して、権限その他必要な条件を付すことができます。

この許可証を添付して、建築指導事務所、または民間検査機関に建築確認申請を行い審査を経て建築許可となります。

次に、③墓地、埋葬等に関する法律の墓地、納骨堂、または火葬場の経営許可等でございます。

現在、新規条例として「小平市墓地等の経営の許可等に関する条例」及び「同条例施行規則」を3月議会に上程中でございます。

条例の内容といたしましては、墓地、納骨堂、火葬場の経営を対象としており、墓地等の経営主体を限定し墓地等を経営しようとする者に近隣住民への説明会などを行うことを義務づけ、墓地等の設置場所、公道設備基準などを規定することで、これらの経営が適正に行われ、墓地等と周辺環境との調和を図ることを目的としたものでございます。

それでは、3ページ目市内に該当区域等がないもの及び将来整備を要する法令でございます。ご覧の①から⑩の10法令がございますので、時間の都合上、要点のみご説明させていただきます。

まず、将来整備を要する法令でございますが、5ページ⑥特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の特定優良賃貸住宅の供給計画の認定等でございます。これは、いわゆる都民住宅のことございまして、中堅所得者向けの賃貸住宅でございます。市内に都民住宅は15棟ございます。事務移譲に際しては、事業主体である東京都との連携が不可欠であるため、都民住宅制度に係る小平市実施基準を策定中でございます。

この実施基準にのっとり、都民住宅の供給計画の変更の認定や認定事業者の地位の承継の承認等に関する事務を行います。直接市が窓口になるのではなく案件ごとに東京都が窓口となり、事前調整の後、知事を経由して市長が承認することとなります。

なお、現在東京都が行っている都民住宅の建設費と家賃の一部補助は、内容によりまして、開始から10年、若しくは20年で終了いたしますので、市内に15棟ございます都民住宅は、年々減少しまして、2020年ですべて一般の賃貸住宅となります。

次に、⑨マンションの建て替えの円滑化等に関する法律のマンション建替組合設立の認可等でございます。

これは、マンションの建て替えを行おうとする区分所有者5人以上が協働して定款及び事業計画を定め、建て替え合意者の4分の3以上の同意を得るなど一定の要件を満たした場合は、市長の認可を受けて組合を設立することができます。認可によりマンション建替組合が法人格を取得することができますので、法人に関する資格証明書等の発行事務を行います。

残りの8法令につきましては、市内に該当区域がない法令でございます。資料の6-②をごらんください。

文字が小さくて恐縮でございますが、ご説明いたしました権限移譲事務の一覧でございます。スケジュール表とかねておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

資料2ページ目、該当区域等がない及び将来整備を要する法令の一覧でございます。現在これらの法令に該当する都市計画や区域はございませんが、事務移譲に際しては、申請書や許可書の指定様式の整備や必要によりまして関係省庁との連携をとりながら事務を行ってまいります。

都市計画に関する権限移譲についての報告は以上でございます。

会長： ありがとうございます。

報告は終わりました。ただいまの都市計画に関する権限移譲について、何かご質疑がございましたら、お受けいたしますが、いかがでしょうか。

(なしの声)

会長： なしということでございますので、ただいまの質疑については終了いたします。

以上で、報告事項3件について終了いたします。

最後に、事務局から連絡事項がございます。お待ちになってください。

事務局： 本年度最後の都市計画審議会でございますので、閉会に当たりまして、山下都市計画部長よりごあいさつをいたします。

都市開発部長： きょうは長時間にわたるご審議、色々とありがとうございました。来年度以降も今回ご協議いただいた内容につきましては、また皆様方のご審議をいただくわけでございますが、私ごとではございませんけれども、この3月31日で私、退職いたしまして、4月1日から、小平市の副市長になります。引き続き都市計画関係を担当することになりましたので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

会長： 職員から昇格ということでございますので、誠におめでとうございます。

それでは、都市計画審議会の今後の開催等について、もし何かあれば。特に部長に対して何か質問等なり、激励の言葉はありますか。よろしいですね。

では、今後のスケジュールについてお願いいたします。

事務局： では、今後の都市計画審議会の予定でございますけれども、現在のところ、まだはっきりした予定はございません。またお時間をとっていただく関係もございますので、前もってお知らせしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長： ほかにございますか。

どうも皆さん、長時間にわたりまして、ありがとうございました。
以上をもちまして、第2回小平市都市計画審議会を終了いたします。
どうもご苦労さまでございました。

(閉会)